

令和3年

第4回 会津美里町教育委員会議事録

3月臨時会

# 令和3年3月臨時会

- I. 日 時 令和3年3月4日(木) 午後4時
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 206会議室
- I. 出席委員 教 育 長 新 田 銀 一  
委 員 小 関 れい子  
委 員 須 田 健 志  
委 員 武 藤 周 一  
委 員 明 田 安 弘
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里  
教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 金 川 純  
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二  
教 育 文 化 課 長 補 佐 鵜 川 晃  
会津美里町公民館長兼図書館長 福 田 富美代
- I. 傍 聴 人 な し

# 令和3年3月臨時会次第

## 1. 開会

## 2. 審議事項

- 議案第16号 会津美里町立小中学校長等の異動内申について
- 議案第17号 会津美里町教育委員会教育長職務代理者の職務の代行等に関する規則
- 議案第18号 会津美里町学校施設の開放に関する規則の全部を改正する
- 議案第19号 会津美里町学校施設の開放に関する実施細則を廃止する細則

## 3. 協議事項

### (1) その他

## 4. その他

## 5. 閉会

○開会時刻 午後3時58分

## 1. 開会

教育文化課長 令和3年第4回会津美里町教育委員会3月臨時会を始めたいと思います。  
教育長、よろしくお願いいたします。

教育長 今日も臨時庁議がありました。教育委員会は生徒がメインですので、生徒を中心に卒業式等を粛々と進めてまいりますので、委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

本日は、人事案件も含めて4件ありますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、令和3年第4回会津美里町教育委員会3月臨時会を始めます。

会期は1日といたします。

出席委員は、委員全員であります。

出席説明者は、松本教育文化課長、金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、  
鶴川教育文化課長補佐、福田会津美里町公民館長兼図書館長の5名です。

議事録署名人は、出席委員全員でよろしくお願いいたします。

## 2. 審議事項

教育長 2番目の審議事項に入ります。

### ◎議案第16号

教育長 議案第16号、小中学校の校長先生等の異動内申についてを議題にしたいと思います。

それでは、事務局から説明してください。

教育文化課長 (議案第16号「会津美里町立小中学校長等の異動内申について」説明)

教育長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かご質問等あれば、よろしいですか。

委員 特にはないです。

(「ありません」の声あり)

教育長 よろしいですか。

では、事務局から説明のあったとおり決してよろしいですか。

いずれにしても、先生方は講師がいないということですね。定年もこれから延びるだろうということで、年金関係もあって再任用の先生、退職した先生を回していくということがあります。会津美里町としては、なるべく大卒、新卒の方より、講師を何年かやって採用になった方、そういう方のほうがクラス経営とかがストレートにできますので、㊦はたしかいないかと思えます。

なかなかここ2年の㊦、大卒、これは我々の教育や指導が悪いのかもしれませんが、指導し切れなかったという思いがあります。

(何事か声あり)

教育長           では、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

教育長           ご質問等ないようですので、議案第16号につきましては、原案のとおり決することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長           議案第16号については、原案のとおり決しました。

#### ◎議案第17号

教育長           議案第17号を議題にします。  
事務局から説明をお願いします。

教育文化課長   (議案第17号「会津美里町教育委員会教育長職務代理者の職務の代行等に関する規則」説明)

教育長           事務局から説明のあったとおりです。会津美里町の教育委員会には職務代理者に関する規則がなかったので、今回提案したいということです。内容については、他の教育委員会の規則を調べて、会津美里町の規則として提案されたということでしょうか。

委員           最年長というのは、年齢的に高いということのほうが決めやすいということでしょうか。

教育文化課長   はい。

教育長           年齢というのは在任期間ではないのですか。最年長だからやっぱり年齢ですか。

委員 いや、最年長という言い方はあれかな、任期だと思ったけれども。

教育長 任期ですか。  
最年長ですか。

委員 そこ確認ではないですか。

教育長 要するに在任期間が最年長なのか、年齢が最年長なのか、そういうことですね。  
事務局で他町村を確認してもらって。それに合わせるということでご了解いただけますか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。  
そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、その後またやりますので、議案第17号については1か所確認していただくという条件で決するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第17号につきましては、原案のとおり決することとしました。

#### ◎議案第18号

教育長 議案第18号を議題にしたいと思います。  
事務局から説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第18号「会津美里町学校施設の開放に関する規則の全部を改正する」説明)

教育長 ありがとうございました。  
委員からご指摘いただいたのはこの件になりますか。

教育文化課長補佐 事前にご指摘いただいて、修正させていただきました。

教育長 委員から指摘いただいたのは全部修正して、今説明したとおりということになりますね。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 では、委員、何かさらに。

委員 いいです。

教育長 大丈夫。  
では、ほかの委員の方々、委員の添削が入っての提案ですが。

委員 大丈夫ですよ。

教育長 委員からあれば、本郷地域とかで使いたいとかは何かありますか。

委員 ちょっと見たら、スポーツ保険に。

教育長 何ページですか。

委員 改正後の14ページです。

教育長 14ページの改正後。

委員 スポーツ保険等に加入していることというのがありますが、運動だとスポーツ保険に加入しているというのがほとんどだと思うのですが、町の体育館がなくなって学校の体育館を使うというときの、例えばカラオケや演舞とか、スポーツではないような方々が使うというときは保険には入っていないのではないかなと思ったのですが、そういう場合はどうするのか。

教育長 はい、どうぞ。

教育文化課長補佐 今回の条文改正は、基本、スポーツ開放を計画したものと考えております。今委員がおっしゃった教室とか音楽系とかというものについては、現在も本郷の生涯学習センターの部分があります。個別施設計画で出されておまして、そちらは本郷庁舎で対応できるような方向で検討を進めている関係もあり、屋内体育館ではなく、生涯学習センターの活用ということで対応できるのかなと考えておりました。

委員 例えば発表会とかそういう。

教育文化課長補佐 発表会につきましても今具体的には申し上げられないのですが、例えば仮設の

ステージであったり、音響については今カラオケの話出ましたが、持ち込みの機材を使っているところが多いという認識をしておりますので、音響はそういうのを活用しながら、ステージであったり、他の観客席であったりという部分も考えられますし、できれば町教育委員会としましては、じげんホールもございまして、そちらの活用も併せて考えていただければなど。小規模のものは当然生涯学習センターでもとは思っておりますが、一定程度のものであれば、できればそちらのほうの利用をお願いしたいということです。

教育長 先を見越して生涯学習センターの利用となります。  
そのほかよろしいですか。時間帯とか大丈夫ですか。

委員 利用する側とすると、14日前までにというのは結構きついなというのは。

教育長 14日前というのは申込みが2週間前。

委員 2週間前というのは結構きついなという感じはちょっとあるのです。

委員 2週間前までという申請期間は厳しいですね。

教育長 もっと1週間とかそこら辺にしてくれるといいんですよ。

委員 ただ、学校との調整は難しいですね。

教育文化課長 学校と教育委員会と実質のやり取りが火曜と木曜と週2回だけなものですから、ぎりぎりに出されると、学校長がいなかったりということもあります。学校長の意見を必ず書いていただかなくてはいけないものですから、支障ないという形でこちらに来るので、どうしても後になってしまうというのが今まで少し出ていたもので、それで14日ということの設定をさせていただいたと思っています。

教育長 ぎりぎりやっても10日ですね。校長先生方も学校の行事が優先ですから。

委員 各施設の利用や予約状況をホームページで見られたりするのでしょうか。見られるようになると、非常に。

教育長 学校の施設は、いつ使っているか見られないわけですか。

教育文化課長 見られないです。

教育長 ホームページでも。

教育文化課長 ホームページでも見られないです。



教育長 だけれども、今の本郷体育館もやっぱり見られないですか。

委員 見られないです。

教育文化課長 施設の利用の予約の状況ですか、これについてホームページ上で見るというのはないです。

教育長 早い者勝ちですね。

委員 早い者勝ちで、行かないと分からないという。

教育長 行かないと分からない。

教育文化課長 スポ少や登録団体はある程度毎週何曜日という形で予定されるのと思いますので、そういった部分では登録していただいたときにその何曜日どこの施設の本郷グラウンドではないのですが、ここを使うというようなことである程度は分かるかなとは思いますが、実際には毎月申請していただく形にはなります。

委員 それは誤解がないように言うと、施設の利用に関して空き状況が分かるものが何か必要なのではないですか、これから先やっていくにはそのようなことでやったらいいと思うのですけれども、少しお金かけても。これだけ、人数がいるんだから。

教育文化課長 検討したいと思います。

委員 よろしくをお願いします。

教育長 公用車の使用状況と同じ感じで学校施設とか体育館関係。

委員 普通の施設が全部予約状況が分かれば、学校開放の使い方も変わってくると思うのです。それがやっぱり分からないからなかなか難しいので。

教育長 ぜひ検討の方向でお願いしたいという要望であります。

委員 予約終了とか使用不可とか、それでいいですね。この時間帯は使用とか。

教育文化課長 ウェブ上で予約できるとかということではなくても、ある程度予約状況が分かるぐらいに試してみる分でもまず検討してみます。

教育長 そのほかよろしいでしょうか。後ろのほうの用紙自体はいいですよ。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長           では、議案第18号については、事務局で提案のあったとおり、いろいろと要望がありますが、その辺も含めて原案のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長           議案第18号については、原案のとおり決しました。

### ◎議案第19号

教育長           議案第19号を議題にしたいと思います。  
事務局から説明をお願いします。

教育文化課長     (議案第19号「会津美里町学校施設の開放に関する実施細則を廃止する細則」  
説明)

教育長           よろしいですか、今の説明で。規則で一本化するために、今まであった細則はなくすことになるそうです。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

教育長           議案第19号についても原案のとおり決することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長           議案第19号については、原案のとおり決することとしました。

### 3. 協議事項

教育長           3番目、協議事項、(1)、その他に入ります。  
何かあればお願いしたいと思います。

教育文化課長     この前の定例会で総合教育会議について、提案させていただいたところです。3月4日に資料をお渡ししたいとお話しましたが、こういう事件となってしまいましたので、総合教育会議は町長が招集するものでありますので、今年年度内の開催は

無理でございます。申し訳ありませんが、来年度何とか早めに設定したいと思っておりますが、今年度はできないということをご了解いただきたいと思います。

教育長 総合教育会議の2回目はなしということをご了解願います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育文化課長 施設についても委員の方に資料を差し上げてご説明するところではあったのですが、資料の準備ができなかったものですから、この次の会議のときにでもお渡ししてご説明できればと思っております。申し訳ありません。

#### 4. その他

教育長 そのほか。

(卒業式の告辞について協議)

教育文化課長 9日の火曜日、教育委員会の顕彰表彰式がございますが、4時からになります。委員の皆様にはご出席いただきたいと思います。本来ですと、町長、議長はご来賓ということではあったのですが、今回こういうこともありましたので、町長も議長も来賓としては出席いただかず、来賓は該当する学校の校長先生だけになります。4名の方だけになります。主催者側は教育長と教育委員の皆様ということになりますので、よろしく願いいたします。新型コロナ対策での時短と参加者の制限という、理由になろうかと思えます。よろしく願いいたします。

教育長 賞状伝達は個人7、団体1つなので、比較的早く終わるということですよ。

教育文化課長 はい。

教育長 4時から、写真撮影までよろしく願いします。  
次に、何かありますか。

委員 いいですか。

教育長 いいですよ、どうぞ。

委員 細かいことなのですが、来賓向けに中学校からも直接封書で来たのですが、今回は保護者と児童と教職員だけでやりますので、来賓は要りませんという断りの手紙が来たのですが、こういうのは教育委員会のほうは要らないのではないかなと思うのです。

(何事か声あり)

教育文化課長 議員のほうは要らないということで、議長宛てに一本で議員には全部お伝えいただくことにしたのですが、すみませんでした。

委員 教育委員もこれから。

教育文化課長 はい、そういうふうにさせていただきます。

教育長 あとそのほかどうでしょう。

委員 これで一応この後のことは規則で進んだということで理解していいですか。今の時点でその話はしなくていいのかな。規則だけでいいのかなという。

教育文化課長 職務代理者の話、それを  
閉会してからでよろしいですか。

委員 一旦閉会して。

教育文化課長 では、もしなければ閉会させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

## 5. 閉会

教育文化課長 第4回、3月臨時会ありがとうございました。閉会したいと思います。ありがとうございました。

○閉会時刻 午後4時45分